

公的研究費の不正使用に係る調査手続き内規

(趣旨)

第 1 条 この内規は、学校法人文京学園が設置する大学等が管理する公的研究費において、不正が疑われる場合の調査の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この内規における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「公的研究費」とは、国、日本学術振興会その他公的機関から配分される公募型の研究資金等をいう。

(2) この内規での「不正」とは、研究費の不正な使用をいう。不正行為（捏造、改ざん、盗用）に係る調査手続きは別途定める。

(不正使用に対する通報)

第 3 条 何人も、公的研究費の不正の疑いを発見したときは、不正が疑われる研究者等の不正の態様等を通報することができる。

2 前項に定める通報を受け付ける窓口は、統括ディレクター（大学事務局長）とする。

(不正調査委員会の設置)

第 4 条 理事長は、監査又は通報により、不正が疑われる情報を知り得たときは、速やかに不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置して事実関係を調査しなければならない。

2 調査委員会の委員は次の中から理事長が指名する。

(1) 担当理事

(2) 不正が疑われる研究者等の所属部局等の長（学部長等）

(3) 統括ディレクター及びキャンパスディレクター

(4) 会計監査人（公認会計士）

(5) その他特に必要と認める者

3 調査委員会の委員長は、前項第 1 号により指名された理事とする。

(調査の実施)

第 5 条 調査委員会は、次の各号の手順に従い調査を実施するものとする。

(1) 研究者等及びその関係者からの事情聴取

(2) 支出に係る関係証拠書類の分析

(3) 支出の相手方業者からの事情聴取

(4) 本学及び公的研究費配分機関の使用ルールとの整合性の調査

(5) その他必要となる事項の調査

(調査への協力等)

第 6 条 研究者等は、調査委員会の調査に協力しなければならない。

2 研究者等は、調査委員会に虚偽の申告をしてはならない。

(調査結果の報告)

第 7 条 調査委員会の委員長は、調査が完了したときは報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに理事長に報告しなければならない。

(措置)

第 8 条 理事長は、前条の報告に基づき、不正があったと認めたときは、その調査結果を公的研究費配分機関に報告しなければならない。

2 理事長は、前項による報告の結果、当該公的研究費配分機関から不正に係る資金の返還命令を受けたときは、研究者等から当該額を返還させるものとする。

3 理事長は、不正の内容に応じ教員就業規則等に基づく懲戒処分等の適切な措置を講ずるものとする。

4 理事長は、前条の報告に基づき、不正があったと認められなかったときは、その旨を調査に関係した全ての者に通知するとともに、必要に応じて通報者への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

(悪意による通報への対応)

第9条 第4条の定めにより設置した調査委員会の調査によって、当該通報が悪意（研究者等又は本学に不利益を与えることを目的とする意志をいう。）によるものと認められたときは、理事長は、当該通報者に対し、懲戒処分、刑事告発等を含む必要な措置を講ずることができる。

(通報者の保護等に関する規程)

第10条 通報者の保護等に関しては、文京学園教職員倫理憲章及び文京学園個人情報保護基本ポリシー及び公的研究費の不正に係る公益通報者保護規程に基づく。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年10月1日から施行する。